

武蔵村山市市民活動補償制度 Q & A

※このQ&Aでの対応は、あくまで原則に従ったものであり、ケースによっては対象になる場合、対象にならない場合がありますので御了承ください。

Q 1 : どのような活動が対象か。

A 1 : 市民活動団体等が行う自主的かつ計画的で、公益性のある活動（広く人々や地域・社会のために行われる活動）が対象となる。政治、宗教、営利を目的とした活動や、スポーツ団体等の管理下において行う、当該団体の構成員を対象にしたスポーツの試合、練習、合宿等の活動は対象外となる（無償で指導する者は対象）。

Q 2 : 今まで加入していた他の保険への加入は必要が無くなるのか。

A 2 : 本制度の対象活動や補償内容は、それぞれの団体が従来加入していた保険と全く同じというわけではないので、内容をよく比較し、必要であれば他の保険の加入を検討してほしい。

Q 3 : 保険料は必要か。

A 3 : 市が契約者となって保険料を支払うので、市民活動団体や個人ボランティアが自己負担する必要はない。ただし、当制度で対応し切れない内容まで補償したい場合は、別途自己負担により保険に加入する必要がある。

Q 4 : 事前の登録は必要か。

A 4 : 事前の登録は必要ない。ただし、当該団体が武蔵村山市を拠点に活動している団体か、その活動があらかじめ計画に沿って実施されたものであるか、などを確認できなければいけないので、団体の概要が分かる資料（会則、規約など）、当日の活動が分かる資料（チラシ、お知らせなど）、当日の参加者名簿などを準備しておく必要がある。

Q 5 : 謝礼を支払っている場合は。

A 5 : 交通費や弁当代等の実費弁償として支払う場合は対象になる。また、特定の技能や資格を有する者が従事しなければいけない場合は、謝礼を支払っていても対象になる。金額に明確な基準は無いが、生活する上で必要な収入の一部になっているような場合でなければ認められる。

Q 6 : 活動に向かう途中の事故は対象になるか。

A 6 : 活動場所と自宅との往復途上の事故も対象になる。ただし、私的な目的で通常の経路を外れてどこかに立ち寄っていた場合は認められない。

Q 7 : どのような費用が補償されるのか。

A 7 : 賠償責任補償では、被害者に係る治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業補償、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料、財物の修理代等の損害賠償金、訴訟、仲裁、和解、調停に係る費用等が認められる。

傷害補償では、死亡補償金、後遺障害補償金、入院補償金、通院補償金が支払われる。

特定疾病補償では、市民活動中に急性心疾患や急性脳疾患により死亡した場合に見舞金が支払われる。

【市民活動団体ごとの具体例】

1 地域団体（自治会、交通安全協会、PTA、青少年対策地区委員会など）

Q 8：自治会員を対象に親睦旅行を実施した際に、参加者が負傷した。

A 8：団体のための活動であり、公益性のある活動とは認められないため、対象にはならない。

Q 9：自治会で地域の清掃活動を行っていた際に、参加者が熱中症で倒れた。

A 9：公益性のある活動の参加者ということで、傷害補償が適用される。

Q 10：自治会で草刈り機を使っていたところ、小石がはねて駐車してあった車に傷をつけてしまった。

A 10：公益性のある活動中の事故ということで、賠償責任補償が適用される。

Q 11：自治会の夏祭りを準備していた際に、テントが倒れてスタッフが負傷した。

A 11：公益性のある活動の参加者ということで、傷害補償が適用される。

Q 12：自治会の夏祭りの会場で、来場者が転倒して負傷した。

A 12：単に会場に来ただけの者は市民活動の参加者とは言えないため、対象にはならない。ただし、運営上の不手際や過失（ロープが張ってあった、暗い場所に段差があった、荷物の運搬中に接触した、など）により来場者が負傷したと認められる場合は、賠償責任補償が適用される。

Q 13：小学校の遠足にPTAとして同行した際に、転倒して負傷した。

A 13：学校行事として行われた事業での事故は対象にはならない。

Q 14：PTAで地域の小学生を対象にドッジボール大会を開催した際に、会場の片付けをしていたら看板が倒れてきて負傷した。

A 14：公益性のある活動の参加者ということで、傷害補償が適用される。

Q 15：PTAで地域の小学生を対象にドッジボール大会を開催した際に、子どもが試合中に負傷した。

A 15：大会に出場した選手は市民活動の参加者とは言えないため、対象にはならない。

Q 16：通学路見守り活動を行っていた際に、自動車にはねられて負傷した。

A 16：公益性のある活動の参加者ということで、傷害補償が適用される。

Q 17：通学路見守り活動を行っていた際に、無理な横断を誘導したため、子どもが転倒して負傷した。

A 17：公益性のある活動中の事故ということで、被害者への賠償責任補償が適用される。

Q 18：子ども向けの交通安全教室を開催していた際に、ハチに刺されて負傷した。

A 18：公益性のある活動の参加者ということで、傷害補償が適用される。

2 スポーツ団体（体育協会、少年スポーツチーム、〇〇大会実行委員会など）

Q 1 9 : 少年野球の試合で審判を務めていたところ、選手が空振りしたバットが直撃し負傷した。

A 1 9 : 公益性のある活動の参加者ということで、傷害補償が適用される。

Q 2 0 : 還暦野球チームのメンバーとして野球の試合に出場していた際に、転倒して負傷した。

A 2 0 : 試合に出場した選手は市民活動の参加者とは言えないため、対象にはならない。

Q 2 1 : 少年サッカーチームで地域の清掃活動を行っていた際に、ガラスで手を切った。

A 2 1 : 公益性のある活動の参加者ということで、傷害補償が適用される。

Q 2 2 : スポーツの指導を行うために活動場所へ自動車に向かっていたところ、人をはねて負傷させてしまった。

A 2 2 : 活動者自身の負傷については傷害補償が適用されるが、被害者への賠償責任補償については適用されない。当該自動車に係る保険で対応しなければいけない。

Q 2 3 : 地域の住民を対象にしたグラウンドゴルフ大会を開催した際に、開会式で挨拶を行っていた役員が心筋梗塞を発症して死亡した。

A 2 3 : 公益性のある活動の参加者ということで、特定疾病補償が適用される。

Q 2 4 : サッカー大会を開催するため会場の準備をしていた際に、腰を痛めた。

A 2 4 : 他覚所見（骨折や裂傷などの目に見える負傷で、医学的に明確に判断できるもの）のないものは、対象にはならない。

※市の主催事業や、市から委託を受けて実施する事業等の場合は、競技中に発生した選手・出場者の負傷も、「全国市長会市民総合賠償補償保険」により対象になる場合がある。

3 文化・芸術・福祉等の団体（合唱団、舞踊協会、和太鼓の会、手芸サークル、介護予防サークルなど）

Q 2 5 : 手芸サークルの活動中に、針で指を刺してしまい負傷した。

A 2 5 : 趣味の会の活動であり、公益性のある活動とは認められないため、対象にはならない。

Q 2 6 : 高齢者向けの健康体操講座を開催した際に、参加者がバランスを崩して転倒し、負傷した。

A 2 6 : 講座の参加者は市民活動の参加者とは言えないため、対象にはならない。

Q 2 7 : 高齢者向けの健康体操講座を開催した際に、無理な体勢を指導したため、参加者がバランスを崩して転倒し、負傷した。

A 2 7 : 公益性のある活動中の事故ということで、被害者への賠償責任補償が適用される。

Q 2 8 : 託児ボランティアで子どもを預かっている際に、子ども同士のケンカにより子どもが負傷した。

A 2 8 : 子どもは市民活動の参加者とは言えないため、対象にはならない。ただし、責任者やボランティアが適切な管理・監督を怠ったなどの不手際が認められる場合は、賠償責任補償が適用される。

Q 2 9 : 犬のしつけ講座を開催していた際に、講座の参加者が犬に噛まれ負傷した。

A 2 9 : 市民活動団体又は指導者等が所有・管理する動物による事故は対象にはならない。

Q 3 0 : 環境活動の一環で歩道にプランターを設置したところ、歩行者がプランターにつまずき転倒して負傷した。

A 3 0 : 公益性のある活動による事故ということで、被害者への賠償責任補償が適用される。

Q 3 1 : 絵手紙の会が作品の販売会を実施していた際に、テントが倒れて来場者が負傷した。

A 3 1 : 営利を目的とした活動中の事故であるため、対象にはならない。